

高根沢町低所得者・子育て世帯主向けプレミアム付商品券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費税及び地方消費税引上げによる低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、及び下支えするため、低所得者及び子育て世帯主向けにプレミアム付商品券の購入引換券を交付する低所得者・子育て世帯主向けプレミアム付商品券事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) プレミアム付商品券 高根沢町商工会が発行し、販売する高根沢町低所得者・子育て世帯主向けプレミアム付商品券をいう。

(2) 購入引換券 プレミアム付商品券を購入するために必要な引換券で、高根沢町（以下「町」という。）が発行するもの（様式第2号）をいう。

(プレミアム付商品券の購入対象者)

第3条 プレミアム付商品券の購入対象者は、別記に掲げる者とする。

(プレミアム付商品券の購入限度額)

第4条 プレミアム付商品券の購入限度額は、次のとおりとする。

(1) 扶養外住民税非課税者1人につき、プレミアム付商品券 20,000 円まで。

(2) 3歳未満児子育て世帯主（以下この号及び第7条第5項において「対象世帯主」という。）1人につき、プレミアム付商品券 20,000 円に当該対象世帯主の世帯に属する対象児童の数を乗じた金額まで。

(3) 別記の2（4）の規定により購入対象者となる対象児童（別記の3（3）及び別記の4（3）において準用する場合を含む。以下第7条第5項において同じ。）1人につき、プレミアム付商品券 20,000 円まで。

(4) 別記の2（5）の規定により購入対象者となるDV避難者（別記の3（3）及び別記の4（3）において準用する場合を含む。以下第7条第5項において同じ。）1人につき、プレミアム付商品券 20,000 円に当該DV避難者に同伴する対象児童の数を乗じた金額まで。

(購入引換券の交付申請)

第5条 扶養外住民税非課税者のうち、購入引換券の交付を希望する者（以下「申請希望者」という。）は、購入引換券交付申請書（様式第1号）を郵送又は窓口への持込みにより申請しなければならない。

2 前項に係る申請期間は、令和元年8月1日から令和元年12月27日までとする。

3 町長は、前項の規定にかかわらず、災害等やむを得ない理由があると認めるときは申請期限を延長することができる。

4 第1項の規定による申請は、郵送による場合は申請期限の日までの日の消印が押印されているものを、窓口への持込による場合は申請期限当日の午後5時15分までに提出されたものを有効なものとして取り扱うものとする。

(代理人による購入引換券の交付申請)

第6条 申請希望者の代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限るものとする。

(1) 平成31年1月1日(以下「基準日A」という。)時点での申請希望者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(3) 親族その他の平素から申請希望者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

2 町長は、代理人による申請の場合は、住民基本台帳を閲覧し、又は代理人に申請希望者との関係を示す書類の提出を求め、代理権を確認するものとする。

(購入引換券の交付又は不交付の決定)

第7条 町長は、第5条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査の上、購入引換券の交付を決定し、当該購入対象者に対し購入引換券を交付するものとする。

2 別記の1(4)に規定する児童等については、当該児童等分の購入引換券につき同号に規定する保護者から代理申請があった場合には、不交付決定とする(町において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。)

3 別記の1(5)に規定する者が同号に規定する申出を行った場合については、当該者分の購入引換券につき、基準日A時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があった場合には、不交付決定とする(申出が、町に到達した時点で、当該購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。)

4 別記の1(6)に規定する者については、当該者分の購入引換券につき同項に規定する養護者から代理申請があった場合には、不交付決定とする(町において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。)

5 町長は、第6条の規定にかかわらず、第4条第2号に規定する対象世帯主、同条第3号に規定する対象児童及び同条第4号に規定するDV避難者に対して、購入引換券を交付するものとする。

(転入者による購入引換券の交換申請)

第8条 町に転入した購入対象者が町に他の市町村により交付された購入引換券（以下「転出元購入引換券」という。）の交換の申請をするときは、町長が指定した場所において、転出元購入引換券を提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に運転免許証、旅券、健康保険証その他の本人であることを確認できる公的身分証明書の写しを提出させ、又は、提示させることにより、当該申請者が購入対象者であると確認したときは、購入引換券を交付するものとする。

3 町長は、提出された転出元購入引換券に有効な確認印がある場合には、購入引換券に当該有効な確認印と同数の町長が定める確認印を押印し、交付するものとする。

4 第6条の規定は、町に転入した購入対象者の代理人が町に購入引換券の交換の申請をする場合において準用する。この場合において、同条第1項第1号中「平成31年1月1日（以下「基準日A」という。）」とあるのは、「購入引換券の交換の申請日」と読み替えるものとする。

（プレミアム付商品券の購入）

第9条 購入引換券の交付を受けた購入対象者、その代理人又は使者は、町長が指定した場所において当該購入対象者に交付された購入引換券を提示することにより、プレミアム付商品券を購入することができるものとする。

（購入引換券の確認印の修正方法）

第10条 購入引換券に誤って確認印を押印した場合には、以下のとおり訂正することとし、当該訂正された確認印は有効な確認印とみなされないものとする。

1 訂正を実施するに当たっては、訂正の対象となる確認印の印影に二重線を引き、当該二重線を引いた印影の近傍に訂正年月日、プレミアム付商品券の販売事業者名及び電話番号を記載すること。

2 前項に定めることにより訂正を実施した場合には、プレミアム付商品券の販売事業者は、訂正年月日、訂正した購入引換券に記載された氏名及び住所並びに訂正した印影の数を高根沢町プレミアム付商品券購入引換券訂正記録書（様式第3号）に記録し、町の文書の取扱いに関する規則等に準じた保管をする。

（プレミアム付商品券に関する周知等）

第11条 町長は、事業の実施に当たり、購入対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第12条 購入対象者から第5条第2項の申請期間に同条第1項の規定による申請が行われなかった場合は、購入対象者がプレミアム付商品券の購入を辞退したものとみなす。

2 町長は、第7条の規定による交付決定を行った後、申請書の不備等があり、確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、購入対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 13 条 町長は、購入引換券の交付後であって令和 2 年 3 月 31 日までに当該交付された者が購入対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握した時は、把握した時期に応じて、次に定めるところにより対応するものとする。

(1) 返還対象者がプレミアム付商品券を購入する前にあっては、返還対象者に購入引換券の返還を求める。

(2) 返還対象者がプレミアム付商品券を購入した後、かつ、プレミアム付商品券を使用する前にあっては、返還対象者にプレミアム付商品券の返還を求め、プレミアム付商品券の返還が行われた後、返還されたプレミアム付商品券の購入代金を返還するとともに、返還対象者が引き続き購入引換券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(3) 返還対象者がプレミアム付商品券を使用した後については、返還対象者にプレミアム付商品券を使用した額のうち、町の補助対象に相当する金額の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続きプレミアム付商品券又は購入引換券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別記（第 3 条、第 4 条及び第 7 条関係）

商品券の購入対象者（以下「購入対象者」という。）は、次の 1 から 4 に掲げる者であること。

1 扶養外住民税非課税者

（1）購入対象者となる扶養外住民税非課税者は、次の要件のいずれにも該当する者であること。

① 基準日 A において、町の住民基本台帳に記録されている者（基準日 A 以前に、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日 A において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日 A の翌日以後初めて町の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）

② 平成 31 年度分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による町民税（同法第 328 条（同法第 736 条第 3 項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下この②において「町民税」という。）が課されていない者又は条例で定めるところにより当該町民税を免除された者（当該町民税が課されている者（当該町民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（当該町民税が課されている者（当該町民税を免除された者を除く。）と生計を一にする配偶者及び同法の規定による扶養親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）

（2）（1）の規定にかかわらず、基準日 A において、次のいずれかに該当する者は、購入対象者としなないこと。

① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者（ただし、基準日 A に保護が停止されていた者及び平成 31 年 1 月 2 日から令和元年 10 月 1 日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）

② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく支援給付（以下この②において「支援給付」という。）の受給者（ただし、基準日 A に支援給付の支給が停止されていた者及び平成 31 年 1 月 2 日から令和元年 10 月 1 日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）。

③ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）第 15 条第 3 項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成 21 年厚生労働省令第 75 号）第 15 条第 3 項に規定する援護加算をいう。以下この③において同じ。）の受給者に限り、基準日 A に援護加算の認定を停止されていた者及び平成 31 年 1 月 2 日から令和元年 10 月 1 日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）

④ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 19 条の規定による援護（以下この④において「援護」という。）を受けている者（基準日 A に援護が停止されていた者及び平

成 31 年 1 月 2 日から令和元年 10 月 1 日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。)

(3) (1) の規定にかかわらず、次の①又は②に掲げる者に該当するものは、購入対象者としな

① 基準日 A から第 7 条に規定する購入引換券の交付が決定される日 (以下「交付決定日」という。) までに死亡した者

② 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(4) 基準日 A において、以下の①から⑥までのいずれかに該当する児童等 (児童 (基準日 A において満 18 歳に満たない者 (平成 13 年 1 月 3 日以降に生まれた者) をいう。以下同じ。) 及び児童以外の者 (児童以外の基準日 A において、原則として満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者 (疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。)) をいう。以下同じ。) については、(1) の①の要件の適用に当たっては、当該児童等を以下の①から⑥までの措置等を実施している市町村にある施設等の住民とみなし (当該児童等が当該市町村の住民でない場合に限る。)、(1) の②の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者 (児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) に規定する保護者をいう。以下同じ。) の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。ただし、基準日 A において、以下の③、④又は⑥に該当する満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した児童等である父又は母 (以下この (4) において「児童等である父又は母」という。) がその子である児童 (以下この (4) において「子である児童」という。) と同一の施設に入所している場合については、当該児童等である父又は母及び子である児童は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなすこと。

① 児童福祉法の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等 (保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について (平成 29 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」により、委託されているものに限る。)

② 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設 (以下「障害児入所施設」という。) に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関 (以下「指定医療機関」という。) に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設 (以下「乳児

院等」という。)に入所している児童等(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者並びに2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所又は入院している者に限る。)

③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設(障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)

④ 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人保護施設に入所している児童等(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

⑤ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)

⑥ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 基準日Aにおいて、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者(以下「DV避難者」という。)及びその同伴者であつて、基準日Aにおいて居住市町村にその住民票を移していないものについては、次に掲げる①の要件を満たし、かつ、②から④までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を当該居住市町村に申し出た場合には、(1)の①の要件の適用に当たっては、当該DV避難者を居住市町村の住民とみなし(当該者が当該居住市町村の住民でない場合に限る。)、(1)の②の要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。

① 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)上、その配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法

律において準用する場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によるその配偶者の被扶養者となっていないこと。

- ② その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令(同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令)が出されていること。
- ③ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。)が発行されていること。
- ④ 基準日Aの翌日以降に住民票が本町へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の対象となっていること。

(6) 基準日Aにおいて、以下の①又は②のいずれかに該当する者については、(1)の②の要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなすこと。

- ① 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者をいう。)のうち、養護者(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。)に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居(以下「入所等」という。)の措置が採られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)
- ② 高齢者(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第1項に規定する高齢者をいう。)のうち、養護者(同条第2項に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

2 3歳未満児子育て世帯主

(1) 購入対象者となる3歳未満児子育て世帯主は、令和元年6月1日(以下「基準日B」という。)において、町の住民基本台帳に記録されている者(基準日B以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日Bにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Bの翌日以後に初めて町の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下(2)において「基準日B住民」という。)であって、(2)に規定する対象児童の属する世帯の世帯主であること。

(2) 対象児童は、基準日B住民であって、平成28年4月2日以降に出生した者であること。ただし、対象児童が、次の①又は②に掲げる者に該当するものであるときは、対象児童には該当しないものとみなすこと。

- ① 基準日Bから交付決定日までの間に死亡した者
- ② 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの
- (3) (1)の規定にかかわらず、次の①から③までに掲げる者のいずれかに該当するものは、購入対象者に該当しないものとし、交付決定日において当該者に係る対象児童の属する世帯の世帯主となっている者を購入対象者に該当するものとみなすこと。

- ① 基準日Bから交付決定日までの間に死亡した者
- ② 交付決定日において、国外に転出している者
- ③ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、対象児童が基準日Bにおいて、1の(4)の①から⑥までのいずれかに該当する場合、又は、基準日Bにおいて1の(4)の①から⑥までのいずれにも該当しなかった対象児童が、交付決定日において1の(4)の①から⑥までのいずれかに該当する場合には、当該対象児童を購入対象者とし、第4の2の適用に当たっては、当該対象児童を3歳未満子育て世帯主とみなすこと。ただし、基準日Bにおいて、当該対象児童の属する世帯に世帯主がいる場合は、当該世帯主を当該対象児童に係る3歳未満子育て世帯主としないこと。

- (5) (1)から(3)までの規定にかかわらず、対象児童が1の(5)に規定するDV避難者の同伴者である場合であって、基準日Bにおいて居住市町村にその住民票を移しておらず、1の(5)に掲げる①の要件を満たし、かつ、②から④までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を当該DV避難者が当該居住市町村に申し出たときは、当該DV避難者及びその同伴者である対象児童を居住市町村の住民とみなす(当該DV避難者及び当該対象児童が当該居住市町村の住民でない場合に限る。)とともに、当該DV避難者に同伴する対象児童を、当該DV避難者の配偶者である3歳未満子育て世帯主の世帯に属する対象児童から除外した上で、当該DV避難者を世帯主とする当該DV避難者及び当該DV避難者に同伴する対象児童のみが属する世帯が構成されているものとみなして当該DV避難者を購入対象者とし、第4条第2号の適用に当たっては、当該DV避難者を3歳未満子育て世帯主と、当該DV避難者に同伴する対象児童を3歳未満子育て世帯主の世帯に属する対象児童とみなすこと。

3 基準日C子育て世帯主

- (1) 2の規定にかかわらず、令和元年7月31日(以下「基準日C」という。)において、町の住民基本台帳に記録されている者(基準日C以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日Cにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Cの翌日以後に初めて町の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下(2)において「基準日C住民」という。)であって、(2)に規定する基準日C対象児童の属する世帯の世帯主(以

下「基準日C子育て世帯主」という。)についても購入対象者とする。

(2) 基準日C対象児童は、基準日C住民であって、令和元年6月2日以降に出生した者であること。ただし、当該基準日C対象児童が、次の①又は②のいずれかに掲げる者に該当するものであるときは、基準日C対象児童には該当しないものとみなすこと。

① 基準日Cから交付決定日までの間に死亡した者

② 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(3) 2の(3)から(5)まで、第4条第2号、第8条第2号の規定は、基準日C子育て世帯主及び基準日C対象児童について準用すること。これらの規定中「3歳未満児子育て世帯主」とあるのは「基準日C子育て世帯主」と、「対象児童」とあるのは「基準日C対象児童」と、「基準日B」とあるのは「基準日C」と読み替えること。

4 基準日D子育て世帯主

(1) 2の規定にかかわらず、令和元年9月30日(以下「基準日D」という。)において、町の住民基本台帳に記録されている者(基準日D以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日Dにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Dの翌日以後に初めて町の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下(2)において「基準日D住民」という。)であって、(2)に規定する基準日D対象児童の属する世帯の世帯主(以下「基準日D子育て世帯主」という。)についても、購入対象者とする。

(2) 基準日D対象児童は、基準日D住民であって、令和元年8月1日以降に出生した者であること。ただし、当該基準日D対象児童が、次の①又は②のいずれかに掲げる者に該当するものであるときは、基準日D対象児童には該当しないものとみなすこと。

① 基準日Dから交付決定日までの間に死亡した者

② 交付決定日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの。

(3) 2の(3)から(5)まで、第4条第2号、第8条第2号の規定は、基準日D子育て世帯主及び基準日D対象児童について準用すること。これらの規定中「3歳未満児子育て世帯主」とあるのは「基準日D子育て世帯主」と、「対象児童」とあるのは「基準日D対象児童」と、「基準日B」とあるのは「基準日D」と読み替えること。